

特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)

○支給額 ＜平成27年4月30日までの雇入れについて適用＞

(1)本助成金は、対象労働者の類型と企業規模に応じて1人あたり下表の支給額のとおりです。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	90万円 (50万円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (25万円 × 2期)
短時間労働者(※)	60万円 (30万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (15万円 × 2期)

注:()内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

- ・ ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期中に対象労働者に対して支払った賃金額を上限とします。
- ・ 雇入れ事業主が、対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に助成率1/3(中小企業事業主以外は1/4)を乗じた額(表の支給対象期ごとの支給額を上限とする)となります。

(2)さらに、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして次の支給額が助成されます。

- ・ 90万円 (中小企業事業主以外は50万円)